

生駒市教育委員会規則第3号

生駒市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

生駒市教育委員会委員長 中井 公人

生駒市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市体育施設条例施行規則（平成元年12月生駒市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中「次のとおり」を「次の各号に掲げる体育施設の区分に応じ、当該各号に定める日」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 次号から第4号までに掲げる体育施設以外の体育施設 12月27日から翌年の1月5日までの日
- (2) プール（生駒市井出山屋内温水プールを除く。） 9月1日から翌年の7月19日までの日
- (3) 生駒市井出山屋内温水プール 次に掲げる日
 - ア 火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）
 - イ 12月29日から翌年の1月4日までの日
- (4) 生駒山麓公園テニスコート 次に掲げる日
 - ア 10月1日から翌年の5月31日までの火曜日（休日を除く。）
 - イ 12月27日から翌年の1月5日までの日

第4条第1項中「条例第4条の規定により体育施設の使用許可を受けようとする者」を「体育施設を使用しようとする者」に改め、同条第4項を削り、同条の次に次の2条を加える。

（入場券の交付）

第4条の2 前条の規定にかかわらず、プールを個人使用し、又は当日使用しようとする者は、使用日に口頭等により指定管理者から入場券の交付を受けなければならない。

(プールの月間使用)

第4条の3 第4条の規定にかかわらず、生駒市井出山屋内温水プールを月間使用しようとする者は、所定の申請書及び誓約書を指定管理者に提出しなければならない。

第5条の見出し中「使用許可書」を「使用許可書等」に改め、同条第1項を次のように改める。

指定管理者は、体育施設の使用を許可したときは、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める書面を申請者に交付するものとする。

- (1) 体育施設の使用（次号及び第3号に掲げる使用を除く。） 施設使用許可書
- (2) プールの個人使用及び当日使用 入場券
- (3) 生駒市井出山屋内温水プールの月間使用 会員証

第5条第2項中「使用料」の次に「又は利用料金」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、生駒市井出山屋内温水プールの月間使用については、この限りでない。

第5条第3項「施設使用許可書」を「第1項に規定する書面」に改め、同条第4項中「使用者が」を「第1項第1号に掲げる使用の許可を受けた者は、」に、「様式第3号」を「様式第2号」に改め、同条に次の1項を加える。

5 生駒市井出山屋内温水プールの月間使用を中止しようとする者は、所定の書面に会員証を添えて指定管理者に届け出なければならない。

第7条第1項中「使用期間は」を「体育施設（プールを除く。）の使用期間は」

に改める。

別表中「奈良県生駒健民運動場」を「生駒市健民グラウンド」に、「滝寺公園テニスコート」を「滝寺公園テニスコート 生駒市健民テニスコート」に、

「

イモ山公園プール	午前 10 時から午後 5 時までとする。
滝寺公園プール	

を

「

イモ山公園プール	午前 10 時から午後 5 時までとする。
滝寺公園プール	
生駒市井出山屋内温水プール	午前 9 時から午後 10 時までとする。ただし、日曜日及び休日は、午前 9 時から午後 6 時までとする。

に改める。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

施設使用許可申請書

年 月 日

指定管理者 殿

申請者 住所
団体名
氏名（代表者名）
電話番号

次のとおり使用の許可を申請します。

※許可番号			
使用日		使用種目	
施設名			
使用時間			
使用場所			
使用区分及び 使用人員			
使用目的			
附属設備			
夜間照明			
特記事項			
※使用区分			
※使用料等			

注 ※印の欄は、記入しないでください。

領収書（控）		この欄は、記入しないでください。	
領収金額	番号	領収印	
円			
摘要 上記施設の使用料等（合計使用料等）			
上記の金額を受領しました。			

様式第 2 号を削る。

様式第 3 号中「※使用許可番号」を「※許可番号」に、「使用料」を「使用料等」に改め、同様式を様式第 2 号とする。

附 則

この規則は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 2 項の改正規定（同項にただし書を加える部分を除く。）、別表の改正規定（「奈良県生駒健民運動場」を「生駒市健民グラウンド」に改める部分及び「滝寺公園テニスコート」を「滝寺公園テニスコート
生駒市健民テニスコート」に改める部分に限る。）、様式第 1 号の改正規定及び様式第 3 号の改正規定（同様式を様式第 2 号とする部分を除く。）は、同年 4 月 1 日から施行する。